

令和9年4月から

水道料金が変わります

水道は、私たちの生活に欠かせない重要なライフラインです。このたび、水道事業運営審議会からの答申を踏まえ、10年ぶりに水道料金を改定します。将来にわたって安全な水を安定して届けるため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※料金改定は水道料金のみです。下水道使用料は変わりません。

問 水道管理課 ☎ 23-2020

01 水道料金を改定する理由

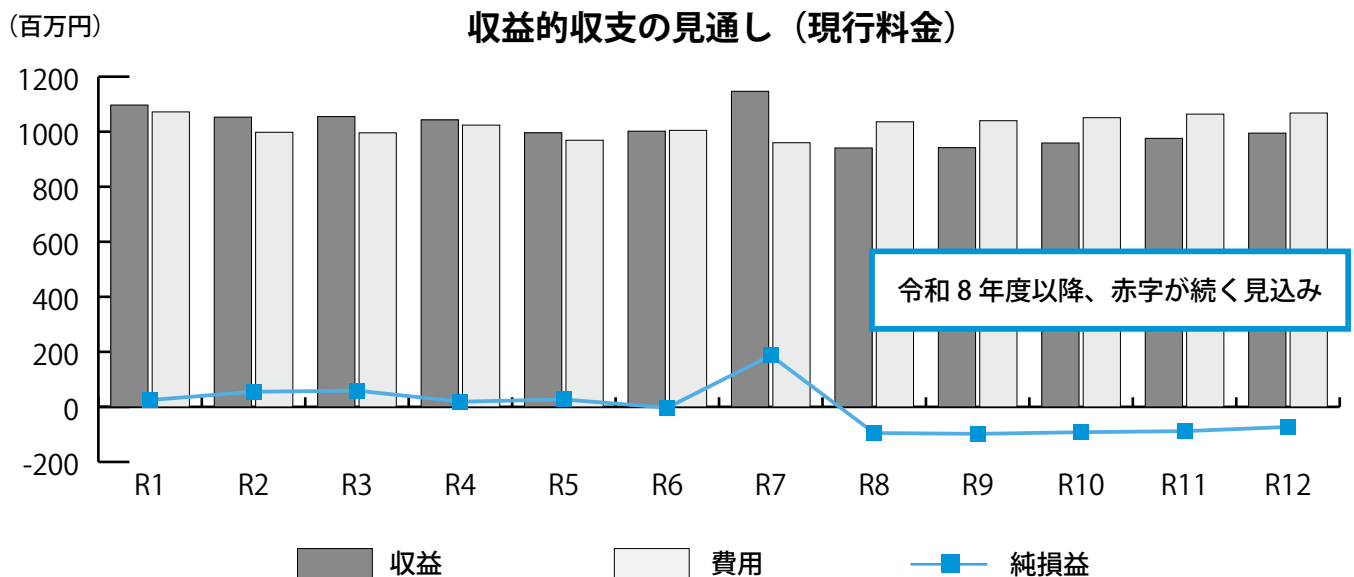


水道事業は、皆さまにお支払いいただく水道料金を主な収益として運営しています。近年は、人口減少などにより水道料収益が減少する一方、動力費や燃料費などの維持管理費が高騰し、県から購入する水の単価も上昇しています。加えて、老朽化した水道施設の更新や耐震化を進めるための費用も必要です。

こうした中、現在の水道料金を続けた場合、水道事業の費用が収益を上回り、今後は赤字が続く見込みです。将来にわたって安全な水を安定して届けるためには、事業運営に必要な収益を確保していく必要があります。



▲水道管の耐震化を進めています。



※令和7年度は、引当金の取り崩しにより一時的に利益が大きくなっています。

02 新しい水道料金



料金改定のポイント

① 将来を見据え 料金を設定



令和9～12年度の4年間に水道事業を運営するために必要な費用と、見込まれる収益などをもとに、必要な料金収入を算定しました（総括原価方式）。その結果をもとに、料金を平均約**18%**値上げします。

② 1～8 m³に 従量料金を設定



これまで基本料金に含まれていた1～8 m³について、1 m³当たり75円の従量料金を新たに設定します。

8 m³以上使う場合

+ 660 円／月（税込）

※ 1～8 m³の従量料金分

③ 一般家庭の 負担に配慮



一般家庭で主に使われている口径13mm・20mmの基本料金は、利用者の負担を考慮して値上げ幅を抑えました。13mmは現行料金を据え置き、20mmは1,550円から1,830円とします。

水道料金の新料金表（1か月あたり）

■ 基本料金（税抜き）

口径	現在	新料金
13mm	1,250 円	変更なし
20mm	1,550 円	1,830 円
25mm	1,900 円	3,190 円
30mm	2,400 円	5,030 円
40mm	3,100 円	9,130 円
50mm	5,950 円	16,150 円
75mm	11,800 円	34,640 円
100mm	24,900 円	61,900 円

■ 従量料金（1 m³あたり・税抜き）

使用水量	現在	新料金
1～8 m ³	0 円	75 円
9～11 m ³	156 円	変更なし
12～15 m ³	162 円	変更なし
16～20 m ³	166 円	変更なし
21～30 m ³	185 円	変更なし
31～40 m ³	198 円	変更なし
41～50 m ³	207 円	変更なし
51～100 m ³	212 円	変更なし
101～500 m ³	218 円	変更なし
501 m ³ 以上	223 円	変更なし

※実際の請求は2か月ごとに行います。





新しい料金の目安（1か月あたり）

■ メーター口径 13 mm の場合（税込）

使用水量	現在	新料金	差額
10 m ³	1,718 円	2,378 円	+660 円
20 m ³	3,515 円	4,175 円	+660 円
30 m ³	5,550 円	6,210 円	+660 円

■ メーター口径 20 mm の場合（税込）

使用水量	現在	新料金	差額
10 m ³	2,048 円	3,016 円	+968 円
20 m ³	3,845 円	4,813 円	+968 円
30 m ³	5,880 円	6,848 円	+968 円

※実際の請求は2か月ごとに行います。

「ご使用水量・料金のお知らせ」を確認

検針時にお届けする「ご使用水量・料金のお知らせ」には、メーター口径や使用水量、検針日などが記載されています。ご自宅の口径と使用水量を確認し、料金がどの程度変わるかの目安にしてください。

なお、検針は2か月ごとに行っており、地域によって偶数月と奇数月に分かれています。

ご使用水量・料金のお知らせ

検針月

口径

使用水量
(2か月分)

使用者番号

メーター番号 A238-0000

検針日 令和8年9月20日

前回検針日 令和8年7月20日

口径 20 mm

検針員

用途 20mm

今回指針 65 m³

前回指針 (-) 38 m³

メーター取替までの水量 (+)

水道使用水量 27 m³

下水道使用水量 27 m³

新料金の適用時期

4月1日より前から継続して使用している場合、新料金は6月または7月の検針分から適用されます。

※4月1日以降に使用を開始した場合は、初回の検針から新料金が適用されます。

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月検針	● 検針日	→ 現行料金	● 検針日	→ 新料金	● 検針日	→ 新料金
奇数月検針		● 検針日	→ 現行料金	● 検針日	→ 新料金	● 検針日

料金改定：4月1日

詳しくは市ホームページへ

水道料金の改定について詳しくは、市ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。

